

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	新富町重度障がい者(児)医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新富町は、新富町重度障がい者(児)医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本町が条例で定める独自利用である。

評価実施機関名

宮崎県新富町長

公表日

令和3年4月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新富町重度障がい者(児)医療費助成に関する事務
②事務の概要	新富町重度障がい者(児)医療費助成に関する条例(昭和50年9月30日条例第26号条例)及び新富町重度障がい者(児)医療費助成に関する条例施行規則(昭和56年9月29日規則第8号)に基づき特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 受給資格者証の交付に関する事務 一部負担金の助成に関する事務
③システムの名称	福祉医療費給付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉医療費給付システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項)第9条第2項 新富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年12月17日条例第19号)別表第1の3の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第14号 新富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年12月17日条例第19号)別表第2の3の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長 稲田 真由美
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新富町総務課 〒889-1493 宮崎県児湯郡新富町大字上富田7491番地 電話 0983-33-6002
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新富町福祉課 〒889-1493 宮崎県児湯郡新富町大字上富田7491番地 電話 0983-33-6056

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	<input checked="" type="radio"/> 委託しない
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	[] 提供・移転しない
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
8. 監査			
実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 自己点検	[] 内部監査	<input checked="" type="radio"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉課長 桑畠 等	福祉課長 若木家 浩順	事後	人事異動に伴う変更
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年1月1日	平成28年3月1日	事後	基準日の変更
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年1月1日	平成28年3月1日	事後	基準日の変更
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年3月1日	平成29年3月1日	事後	基準日の変更
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年3月1日	平成29年3月1日	事後	基準日の変更
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年3月1日	平成30年4月1日	事後	基準日の変更
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年3月1日	平成30年4月1日	事後	基準日の変更
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉課長 若木家 浩順	福祉課長 稲田 真由美	事後	人事異動に伴う変更
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	基準日の変更
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	基準日の変更
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	基準日の変更
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	基準日の変更
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	基準日の変更
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	基準日の変更